

『自立支援型ケアマネジメント検討会議研修』 ス-パーバイズ機能の重要性について

株式会社 シャカリハ

Social Re-Habilitation Design.inc (S.R.H.D.)

Chief Caremanager

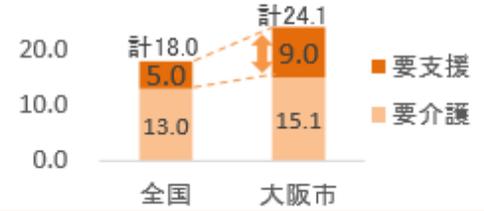
KOJI MIURA

syakariha@gmail.com

自立支援型ケアマネジメントの推進

課題 要介護・要支援 認定率の高さ

大阪市の要介護・要支援認定率は24.1%（平成29年3月）であり、全国平均18.0%（同）と比べて、6.1ポイントも高くなっている。特に要支援認定率が9.0%と全国平均の5.0%と比べて4.0ポイント高く、要介護認定率の差（2.1ポイント）の2倍近くになっている。



介護保険法の改正

◎自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みの推進

全市町村が保険者機能を発揮し、**自立支援・重度化防止**に向けて取り組むことが求められる。（市町村業務）
要介護状態の維持・改善度合い・地域ケア会議の開催状況等による実績評価⇒財政的インセンティブ付与

大阪市の課題にマッチ

1 自立支援型ケアマネジメントとは

具体的事例

大分県作成資料を改変

利用者の状態 : 生活の不活発により下肢機能の低下が顕著（要支援2）
利用者の課題 : 入浴ができない（入浴できるようになる余地あり）
認定期間 : 6か月

ケアマネが立てた目標

清潔の保持に努める
（安全に入浴する）

あいまいな目標
デイに行けば即達成
※代表的な目標例

サービス内容

デイサービスで週2回風呂に入る

6か月後評価困難

問題点

デイサービスでは入浴できても自宅では入浴ができない

お世話なしには生活できない

見落とし多数！！

お世話型のケアマネジメント

- ・根本的な課題解決になっていない。
- ・介護サービスが生活の不活発を助長→重度化の恐れ

専門職が参画した会議で修正した目標

具体的
6か月後評価可能

6か月後
自分で入浴することができる

会議でのアドバイス（PT・OT・ST・歯科・栄養 等）

- ▶デイサービスで下肢筋力の強化と入浴動作の訓練を行ってみては？
- ▶浴室の住宅改修や入浴補助用具の購入を検討しては？
- ▶低栄養では？BMIは？食生活は？
- ▶歯・口腔・嚥下の状態は？ ▶薬の服用状況は？

再アセスメント

本人の意向確認

自立支援型のケアマネジメント

根本的な原因に対するアプローチと、残存機能の維持・向上・悪化の防止
◆要介護度の改善 ◆自立した生活

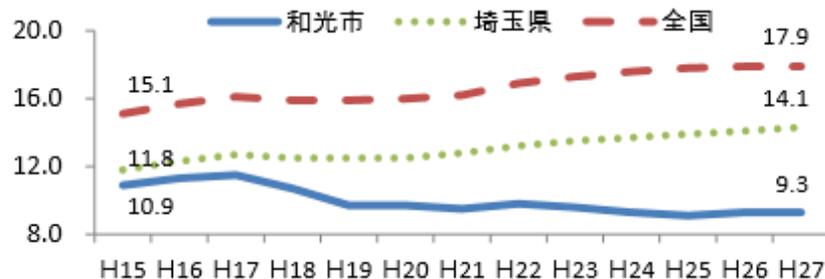
2 自立支援型ケアマネジメントに先進的に取り組む自治体の状況

埼玉県和光市の取り組み

◆コミュニティケア会議(地域ケア会議)の開催 (H13開始)

- ①地域包括ケアを念頭に置いた自立支援に資する高齢者(市民)に対する**ケアプラン等の調整・支援**
- ②効果的ケアマネジメントの質の向上(給付適正効果)
- ③地域包括職員、ケアマネ及びサービス事業者等へのOJTによる**専門性の向上(人材育成)**
- ④他制度・多職種によるチームケアの編成支援

(効果)介護保険認定率が全国平均、県平均を大きく下回る

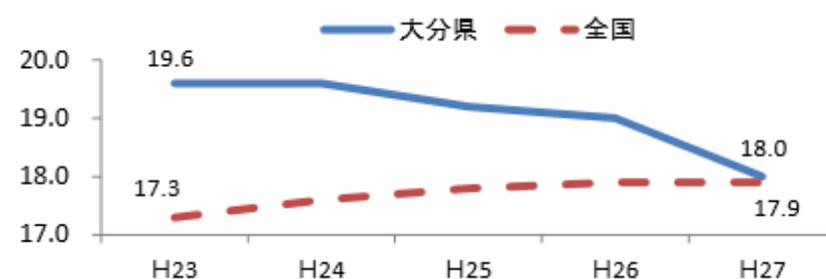


大分県の取り組み

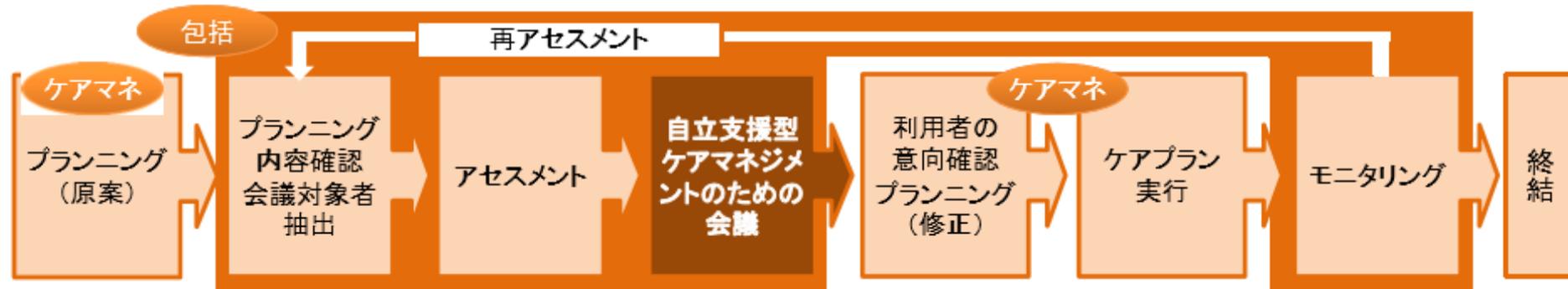
◆モデル3市 | 豊後高田市 | 杵築市 | 豊後大野市 | における地域ケア会議の立ち上げ・定着支援(H24開始)

- ①講師の派遣(講演及び地域ケア会議の助言・指導)
 - ②リハビリ専門職等の派遣
- 自立支援型地域ケア会議開催の支援
- ※H25は全市町村における地域ケア会議の立ち上げ・定着支援や県民への普及啓発の推進を実施

(効果)介護保険認定率が全国平均まで下がる



3 大阪市における自立支援型ケアマネジメント案【先進事例(和光市)を参考にした場合】



自立支援型ケアマネジメント検討会議の目的

- ▶ 検討会議は、高齢者のうち要支援認定者における自立支援・介護予防の観点を踏まえて地域ケア個別会議を活用することにより、「要支援者等の生活行為の課題の解決等、状態の改善に導き、自立を促すこと」ひいては「高齢者のQOLの向上」を目指すことを目的とします。

自立支援 → 高齢者のQOL向上

- ▶ また、そのために、市民及び関係者の自立支援に向けた**意識改革**及び介護保険におけるケアマネジャー等のスキルアップ並びにスキルの平準化を実現していきます。

ケアマネジャー等のスキルアップ並びにスキルの平準化

- ▶ 併せまして、本市の今後の政策形成等のため、保険者として地域における課題等を把握し、今後の政策形成に生かすことも目的としています。

地域における課題等を把握

自立支援型ケアマネジメント検討会議の選定 ケース（大阪市）

ア 基本対象ケース

次のすべてに該当する高齢者とする。

- ①第1号被保険者（65歳以上高齢者）
- ②在宅の高齢者（サービス付き高齢者向け住宅などの在宅型施設も含む）
- ③要介護認定における要介護度が、要支援1又は要支援2の者
- ④概ね1年以内の介護保険制度新規申請者
- ⑤介護保険サービス又は総合事業サービス利用者
- ⑥生活不活発病（廃用性症候群）の者又は将来的になり得るとと思われる者、又は骨折等の筋骨格系疾患の者

イ 特別対象ケース

早期に有識者によるケアプランに対する意見や検討等が必要と判断されるケース

介護保険法

- ▶ 第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管

理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、**その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療

サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

『自立』 ???

- ▶ 「自立」には主に4つの種類があるとされています。
 - ① 「身体的自立」
 - ② 「精神的自立」
 - ③ 「経済的自立」
 - ④ 「社会的自立」

- ▶ 自律

- ▶ 他からの支配や制約を受けずに、自分自身で立てた規範に従って行動すること。

- ＜対義語＞；他律（自らの意識によらず、他からの命令や強制によって行動すること。）

- ▶ 自立

- ▶ 他への従属から離れて、独り立ちすること。

- ＜対義語＞；依存（他に頼って存在すること。）

まとめ

- ▶ 自己実現（望む暮らしの実現）が、その人の自立支援になる
- ▶ その人（対象者）によって、自立の意味合いが変わる
- ▶ 自立支援の目標は、状況によって変化する。ただ、その状態での自己実現の最大化（望む暮らしの実現）が自立支援の最大化となる。

自立支援とは、

『望む暮らし』の実現